

○議長 玉城 勇君 ただいまから令和4年第1回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 玉城 勇君 令和4年第1回定例会の開会に先立ち、ただいま新聞紙上によってご挨拶を申し上げます。みなでお祈りし、また気をつけてまいりたいと思います。本定例会は、令和4年度の当初予算を審議する議会であります。本日までに提出された案件は、令和4年度の一般会計予算のほか、下水道事業会計予算及びこれまでと同様の国民健康保険、後期高齢者医療、土地区画整理事業の各特別会計予算3件、条例案9件、その他2件の合計16件の議案と、報告1件、陳情9件が予定されております。また、追加議案として、後日、令和3年度一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算が提出されることになります。したがって、今定例会の会期は、本日から29日までの26日間を予定しております。なお、会期日程表と議案等の取扱いについては、去る2月22日の議会運営委員会の協議で議案第2号から議案第4号、議案第9号及び議案第10号については即決案件とすることで一致いたしました。また新年度予算については、連合審査方式とし、総務民生常任委員会へ付託の後、各所管の委員会において審査を行い、15日の連合審査会において報告していただきますようお願いします。そのほかの議案、陳情についても各委員会において付託を行いますので、会期日程表に基づき十分に審査、または調査を行い、報告がなされるようお願いいたします。

この際、町長をはじめ、執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますように、議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいこと。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には、特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいこと。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合には、その理由を明らかにする等に留意していただきたいと思います。

次に、本会議への課長の出席については、新型コロナウイルス感染拡大対策も踏まえ、直接関係のない議案、例えば特別会計予算などの場合は所管課での待機、職務に専念することをできることとしますのでよろしくお願いします。

終わりに、議員各位におかれても、議案審議がスムーズに行われるよう、3月7日月曜日の新年度予算の本会議における質疑については、歳入は歳入、歳出は歳

出、それぞれの部で質疑を行い、質疑が後戻りしないようにお願いします。また、予算等は委員会へ付託する予定ですので、所管の委員会の分の詳細については委員会で行っていただきますようお願いいたします。以上で開会の挨拶といたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 金城憲治議員、6番 大城勇太議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 玉城 勇君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月29日までの26日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、会期は26日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和3年第4回定例会から今日までの諸般を報告します。コロナ禍の中、開催をされ参加のできたものに関しまして事業名、日時、開催場所については日付順に記入してございます。まず初めに1番目、教育の日における教育長表彰についてですが、家庭学習によく取り組んでいる児童や、学習に主体的に取り組んでいる生徒153名が表彰されました。続きまして4番目、島尻地域振興開発推進協議会の解散総会が行われ、令和3年度の一般会計歳入歳出決算の認定と解散後の財産処分等について審議が行われました。次に6番目、第51回沖縄県町村議会議長会提起総会が2月17日に行われ、これまでの議員活動の功績が認められ、知念富信議員が全国町村議会議長会から表彰と、赤嶺奈津江議員が沖縄県町村議会議長会より表彰を受けられました。なお本日議会終了後、議場において伝達を行いました。

いと思います。休憩します。

休憩（午前10時11分）

再開（午前10時11分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

次に、本日までに受理した令和3年受付分の陳情第40号と陳情第41号、令和4年受付の陳情第1号から陳情第7号は、お手元に配付したとおり議会運営委員会及び各常任委員会へ付託しましたのでご報告いたします。それぞれの内容については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、那覇市・南風原町環境施設組合、南部広域市町村圏事務組合、南部広域行政組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合の各一部事務組合等の議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月現金出納検査結果の令和3年11月、12月、令和4年1月分の報告書及び令和3年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査の結果報告書が提出されております。

次に、令和3年第4回定例会における大城勇太議員の一般質問の中における発言取消し申出書と、その答弁における学校教育課長より発言取消し申出書が提出されていることを報告いたします。

また本日、総務民生常任委員会より、令和3年第4回定例会において申出のありました閉会中の継続調査について報告書と教育委員会から令和2年度教育事務点検評価報告書もそれぞれ提出されております。各自ご覧になっていただきたいと思います。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4．町長の町政一般報告

○議長 玉城 勇君 日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。では、町長に代わりまして私のほうから町政一般報告をさせていただきます。初めに総務部総務課関係について申し上げます。町への一般寄附金といたしまして9月24日に明治安田生命保険相互会社様、9月27日に株式会社ふじ産業様、12月6日に沖縄印刷団地協同組合様、12月3日に與那嶺由衣華様、12月9日に南風原町商工会様、12月13日に南風原かすりライオンズクラブ様より寄附がありました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

次に企画財政課関係について申し上げます。男女共

同参画社会の実現に向けた取り組みとして、男女共同参画推進条例の原案を昨年10月18日に外部委員で構成する町男女共同参画推進会議へ諮問し、令和4年1月17日に答申を受けました。条例案を今定例会に上程しております。

次に民生部こども課関係について申し上げます。令和4年の保育所等の入園受付を終了し、申込者は2,158名でした。定員30名増員のやまがわ保育園の増築は、4月の受け入れに向け順調に工事が進んでいます。昨年12月より開始している児童一人あたり10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金は、2月末時点で4,675世帯9,336名に給付しました。また、住民税非課税世帯へ10万円を給付する臨時特別給付金は、2月14日に対象の3,267世帯へ申請書を送付、1回目の振り込みを3月8日に予定しております。

次に保健福祉課関係について申し上げます。コロナ禍で令和2年度は開催を見送った「第30回南風原町長杯ゲートボール大会」を12月10日に開催しました。心地よい冬晴れの下、6地区から合計55名が参加し、久々の再会を喜びながら試合を楽しむ姿が見られました。「地域包括支援センター」、町社協の「在宅介護支援センター」及び「生活支援コーディネーター」の活動を紹介する合同パネル展を町民ホールで1月24日から31日まで、ちむぐくる館で2月1日から8日の間それぞれ行いました。高齢者を対象とした地域ミニデサービス等の事業は、まん延防止等重点措置の解除を受け2月21日から順次再開しております。

次に、国保年金課関係について申し上げます。新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、医療従事者等の方々へ12月下旬から開始し、高齢者等への集団接種を2月2日から始めています。引き続き万全の体制で取り組んでまいります。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係は、交通安全施設設置工事が2月25日に完了しました。計画関係は、3月末の照屋地区土地区画整理準備組合設立に向けて取り組んでおります。引き続き組合設立に向けて支援をしてまいります。また、南風原南インターチェンジ周辺津嘉山地区は、12月15日にワークショップを開催、参加者から提出されたキーワードを基に、まちづくりについてご意見を共有することができました。南風原北インターチェンジ周辺地区については、地権者にアンケートを実施しました。また、都市マスタープランの策定については、2月21日に令和3年度第2回都市計画審議会を開催し、原案について諮問いたしました。審議会では、慎重に審議を重ねていただき、同日、都市計画審議会

長より答申を受けました。南風原町都市計画マスタープラン（案）を今定例会へ上程しております。

次に都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業の町道73号線は、磁気探査委託業務が1月25日に完了し、道路改良工事を早期完了に向けて取り組んでいます。町道10号線の磁気探査委託業務が1月25日に完了し、道路改良工事を早期完了に向けて取り組んでいます。街路整備事業は、津嘉山中央線の道路改良工事を12月23日に完了しました。公園整備事業は、黄金森公園の野球場のフェンスの取り替え工事を1月28日に完了し、津嘉山公園の管理棟及びトイレの建築工事を1月24日に、芝広場と駐車場の工事を3月28日完了しました。ウガンヌ前公園改修工事を1月13日に契約をし、3月末完了を予定しております。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業は、造成工事2件を12月15日に契約し、早期完了に向けて取り組んでいます。また、道路築造工事が2月16日、造成工事が2月25日にそれぞれ完了し、磁気探査委託業務が3月中旬、出来形確認測量委託業務が3月末完了予定です。照屋地内の浸水対策下水道事業、津嘉山第6雨水幹線工事2件が2月17日、18日に完了し、磁気探査業務が12月27日、調査設計委託業務が1月27日に完了しました。未普及解消下水道事業は、污水管布設工事2件が12月10日、1月20日にそれぞれ完了し、磁気探査委託業務が1月20日に完了しています。また、公共下水道水質・水量調査委託業務が2月10日に完了し、調査設計業務と汚水処理整備構想見直し業務2件が2月28日に完了しました。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係では、2月16日に令和3年度園芸品目表彰において、「南風原町花き拠点産地協議会」が、ストレリチアのおきなわブランド産地づくりの実践等が評価され、第14回沖縄県園芸拠点産地優良活動で表彰されております。商工関係では、2月5日から6日の両日、イオン南風原ショッピングセンターにおいて「ルンルン!! はえばるフェスタ」が開催され、オープニングセレモニーでは、南風原町地域ブランド認定商品「はえばる良品」認定証授与式が行われ新たに9商品が認定されました。また、町観光協会主催の「映えばるいちおしフォトコンテスト」表彰式では、こども部門の5作品が表彰されております。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、第三弾はえるん商品券事業、テレワーク人材育成事業は3月末事業完了予定、第二弾地域産業支援金も、416件の交付決定を行い、3月末の事業完了を予定しております。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」に関して、教育事務点検評価審議会より2月8日に答申を受け、今議会定例会に報告書を提出しています。1月18日に南風原町総合教育会議を行い、「令和4年度一般会計当初予算（教育部）に関する意見書」や教育環境等について協議しました。黄金森公園陸上競技場では、1月24日から2月9日まで、名古屋グランパス春季キャンプが行われました。連携事業として、2月2日に翔南小学校の6年生への食育として、名古屋グランパスの栄養士によるオンライン講座と「レモンラッシー」作り体験を行いました。子どもたちは、選手が苦手だった野菜を克服した話なども聞け、食事の大切さを楽しく学んでいました。また、レポーター体験をする「南風原キッズレポーター」を小学生対象に行いました。参加者はレポーターに扮して選手たちにインタビューを行いました。キッズレポーターは取材と制作を行い、自信たっぷりの顔で発表会に臨みました。今回製作した番組をユーチューブで配信しています。さらに名古屋グランパスと沖縄トヨタグループが協力し、地域貢献活動の一環として本町の小学校4校と中学校2校、町内4サッカーチームにサッカーボール40個の寄贈がありました。教育の充実のために活用してまいります。

次に学校教育課関係について申し上げます。小中学校では、12月の「教育の日」に、学力向上推進の一環として行われる、「学校公開による授業参観及び学力向上推進実践発表会」を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「教育長表彰」のみとし、12月12日に町立中央公民館黄金ホールにおいて児童生徒153名の賞状授与を行い、多くの児童生徒を激励しました。2月25日には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため町立幼稚園4園研修会成果報告会をオンラインにて開催しました。各幼稚園の園長、教頭、教諭、町立小学校の幼小連携担当教諭の参加の下、各幼稚園で取り組んだ研究成果の発表を行いました。研究の内容は町立幼稚園以外の職員へも視聴できるように配信を行い、今後の幼稚園教育の充実に資する報告会となりました。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。教育関係への寄附金といたしまして12月20日に匿名による寄附、12月28日に有限会社新垣産業様より寄附がありました。本町の教育の充実のために活用してまいります。1月9日に予定していた町成人式典は、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大の状況を鑑みて、延期といたしました。今後については新成人実行委員の意向を踏まえ、感染対策に十分な注意を払い3月20

日の開催に向け、取り組んでまいります。2月25日に中央公民館において、地域学校協働本部事業実行委員会を開催し、今年度の取組状況の確認と令和4年度の事業計画について検討を行いました。コロナ禍に対応した「工夫を行い学びを止めない授業支援」への取組について各学校長を交え話し合いを行いました。文化センターでは、令和3年12月11日から28日まで与那原・南風原バイパス工事に伴う遺跡調査の成果について、展示会及び講座を開催しました。また、今年の10月から開催される、「美ら島おきなわ文化祭2022」の取組みとして、1月11日には南風原町実行委員会を立ち上げ、同月17日から21日まで、役場ロビーに於いて広報巡回展を開催し、大会旗などを展示いたしました。子ども平和学習交流事業は、昨年中に各研修を終え、1月の報告会を予定しておりましたが、コロナ感染拡大に伴い中止となったため、子どもたちのそれぞれの発表を収録し、オンラインによる配信を行いました。以上を申し上げ、令和4年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で12月定例会以降の公共工事に関する行政報告書をお付けしておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。以上、終わります。

○議長 玉城 勇君 休憩いたします。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時28分）

○議長 玉城 勇君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 ただいま報告しました町政一般報告の一部訂正をしたいと思います。

2ページの真ん中ほど、都市整備課関係について申し上げますの5行目、「街路整備事業は津嘉山中央線の道路改良」という感じで読み上げましたが、「津嘉山中央線」の次に「(1工区)」の挿入をお願いいたします。それと同じところの4行目下の13日に契約をし、失礼しました。その上ですね、「芝広場と駐車場の工事を2月28日」と書いていますが、間違って「3月」と読み上げてしまいました。併せてこの2点を訂正をいたします。どうも失礼いたしました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時51分）

○議長 玉城 勇君 再開します。以上をもって町長の町政一般報告を終わります。

日程第5．町長の施政方針

○議長 玉城 勇君 日程第5．町長の施政方針と

なっております。町長より施政方針を述べさせます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議員の皆さん、おはようございます。

令和4年第1回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町民皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、令和2年2月に沖縄県内初の新型コロナウイルス感染者が報告されてから2年が過ぎ、現在もオミクロン株の流行により再び町内でも多くの感染者が確認される状況となっております。

このような中、町民皆様には長期にわたり行動の自粛、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取り組みにご理解ご協力を賜り心から感謝申し上げます。これからは町民皆様には、マスクの着用・手洗い・換気・消毒など感染防止に努め、「新しい生活様式」の実践へのご協力よろしくをお願いいたします。本町は引き続き新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を行います。

私は平成30年5月の町長就任以来、一貫して平和憲法の理念を町政の場に生かしながら、未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに、7つの政策を掲げ町民の生活と福祉の向上、さらなる幸せを願いながら全力で取り組み、大方実現することができました。はじめて町政の舵取りを担当させていただいた私の任期も、残すところ2か月余りとなりましたが、山積する行政課題を解決するため、引き続き町民皆様をはじめ、議員各位のご支援、ご協力を得ながら、職員の力を最大限に発揮し、ともに邁進してまいります。

それでは、令和4年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風の平和郷について 「第五次南風原町総合計画」の将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現に向け、地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任を持って暮らす町民が「ともに」個々の思いを表し、意見を交わし、夢や目標を実現していく、そのようなまちづくりを目指して諸施策を展開してまいります。

その基本理念の「平和」、「自立」、「共生」については、町民平和の日を中心に、「平和」の尊さを願う町民の心を、国内はもとより世界へ向けて発信する平和なまちづくりに取り組むとともに、新たな時代の中で、「自立」した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくり、そして自然との調和、人と人のつながりを

大切にした「共生」のまちづくりを目指します。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて 情報の共有でひらかれたまちを推進するため、町民皆様に対し、行政施策の情報や社会生活に必要な情報、生命や財産に関わる情報などをあらゆる手法で発信し、町民と行政情報の共有を図ります。また、まちメールや提案箱、行政懇談会の開催により町民ニーズの把握に努め、各種委員への一般公募やパブリックコメント制度の活用により町民皆様のご意見が町政に反映されるよう取り組みます。さらに地域課題の改善に向け、自治会との連携、協力を図ります。

きらきらと輝く人が育つまちについて 家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人づくり、そして人をつなげることでより大きな力が発揮できるよう、人と人のつながりを育む環境づくりを、家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

学校教育では、これまで取り組んできた児童・生徒の基礎学力の定着と併せて、全ての教科の基礎となる「読解力」の強化に取り組み「確かな学力」向上の推進を図ります。また、町内小中学校のICT環境を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組みます。教師の指導力の強化につきましては、指導主事2人制を引き続き実施をいたします。更にインクルーシブ教育の充実に向け、医療的ケアが必要な児童生徒に対応する「医療的ケア看護職員」の配置を行います。

小中学校を取り巻く現状と人口増による課題を把握するとともに、長期的なまちづくりの方向性などを踏まえ、今後のより良い教育環境と教育の質のさらなる充実を目的とした、適正規模等の調査・検討を行います。

幼稚園教育、保育については、子ども達を取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の重要性を捉え、専任園長配置や「幼保連携認定子ども園の検討」など様々な事業を展開し、より一層の幼稚園教育及び保育の充実を図ります。

学校給食については、児童生徒の増に対応する学校共同調理場の今後のあり方の検討を進めるとともに、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め、食育の推進と給食費の収納確保に努めます。

教育施設については、北丘小学校体育館の改築工事やプール改修の整備を行います。さらに令和3年度に実施した、和式トイレの洋式化や公立幼稚園、小中学校のLED照明への切り替えによる、環境改善と温室効果ガスの削減やコスト削減に取り組むとともに、さらなる快適な教育環境の充実に努めます。

生涯学習を推進するため、中央公民館や文化センターを文化活動や学習活動の拠点として、多くの町民の学び・体験・交流ができる機会の拡充を図ります。また、魅力ある図書館を目指し、電子図書や地域資料等の整備充実や、地域と学校が連携・協働できるよう地域学校協働本部（学校応援隊はえばる等）の活用を図ります。

平和学習・交流・観光関連事業の推進については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用、「子ども平和学習交流事業」による小学生の派遣、「青少年の国際交流」による中学生のハワイとの交流を実施します。また、海外移住者子弟を南米から受け入れ親戚や町民との交流を図ります。

スポーツ振興については、黄金森公園施設を活用したスポーツキャンプ等を誘致します。また、町民へ広くスポーツ実践の機会を設け、生涯スポーツ及び競技力向上の推進に取り組みます。

ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を守るため、ワクチン接種プロジェクトチームの設置を継続し、町民への予防接種を万全の体制で引き続き実施をいたします。

子ども・子育て支援については、本町独自で実施してきた、中学卒業までの子ども医療費助成の現物給付を高校卒業年齢まで拡充します。

保育所持機児童の解消に向けては、小規模保育園1園の開園による定員増及び認可保育園との連携による10万円の就職一時金等の保育士確保策を継続して取り組みます。

子どもの貧困対策等については、子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、引き続き居場所の設置や若年妊産婦の支援を継続し、支援を必要とする子ども達を支えるための子ども家庭総合支援拠点を設置いたします。

障がい者（児）・高齢者支援については、「第9次南風原町高齢者保健福祉計画」、「第5次南風原町障がい者計画等」に基づき、福祉サービスの充実及び相談支援体制の強化に取り組むとともに、地域包括ケアシステムのさらなる発展を図り、地域に住む誰もが地域の一員として、互いに支え合う共生社会の実現を目指します。

町民の健康づくりについては、特定健診の受診率向上に努め、一括交付金を活用した学童期の生活習慣病予防の取り組みを継続するとともに、妊産婦から子育て期までの切れ目のない支援の強化に取り組みます。

国民健康保険事業の運営については、沖縄県国民健

康保険運営方針に示された市町村の役割をしっかりと担い、県と連携し安定的な運営、医療費適正化の取り組み及び保険税率の統一に向け取り組みます。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。拠点産地である、かぼちやの増産支援のため、ミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入などの助成を実施し、農業経営基盤の強化に努めます。また、町農業委員会の農地利用最適化推進委員、J Aおきなわ、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地や遊休農地を解消し、農地の確保・集積を行うとともに、農業次世代人材投資資金交付金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組みます。

基幹作物であるサトウキビの振興については、病害虫対策や種苗配布に対する補助等による生産振興を図ります。

畜産振興については、経営の安定化を図るため、引き続き畜産公害・環境保全対策事業による支援を行うとともに、予防接種が義務化された豚熱等、家畜伝染病予防事業を活用した支援に取り組みます。

商工振興については、町商工会と連携し町内中小企業の経営基盤の強化を図られるよう支援をします。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し様々な支援に取り組みます。今後も引き続き、本町への新たな企業立地の促進・支援を強化し、雇用拡大を推進します。

伝統工芸産業振興については、振興計画に基づく「後継者育成事業」等を実施し、琉球絃・南風原花織の新規従事者の養成と若者の感性を活かした後継者の育成を琉球絃事業協同組合と連携して取り組みます。

消費者行政については、沖縄県消費生活センター等関係機関と連携を密にし、広報・啓発活動に努め、消費生活相談を実施します。

観光振興については、観光協会と連携して観光施策の推進・振興に努めます。また、観光大使の情報発信力を活用し、本町のPR活動を促進します。

みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて 都市化や生活スタイルの多様化が進むなか、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。

道路事業については、引き続き町道10号線の整備を行います。

街路事業については、引き続き津嘉山中央線（2工区）の道路整備を行います。

公園事業については、引き続き津嘉山公園の整備を

進め、黄金森公園においては、屋内運動施設の建設に向け取り組みます。また、公園施設長寿命化計画策定を行います。

津嘉山北土地区画整理事業については、旧津嘉山ハイツ区域の宅地造成及び本部公園線等の整備を進めます。

下水道事業の污水整備については、引き続き津嘉山北土地区画整理事業区域内と照屋地内に計画する津嘉山第2污水幹線工事を重点地区として整備し、併せて下水道接続の普及活動を強化します。雨水整備では、引き続き照屋地内の整備を進めます。

農業集落排水事業については、神里地区污水处理施設の老朽化に伴う再整備事業の採択に向け業務を進め、各世帯の接続の普及活動についても促進いたします。

計画関係については、引き続き南風原北インターチェンジ周辺土地利用計画の策定を進め、南風原南インターチェンジ周辺については、照屋地区の区画整理事業化に向けての地権者支援と、津嘉山地区の事業化検討を行います。また、交通計画については、交通基本計画の実現に向けて、総合交通戦略策定に取り組みます。

交通安全施設整備については、引き続き路面標示、横断防止柵等の整備を行います。

河川関係については、宮平川の浸水被害の軽減を図るため緊急浚渫推進事業を行います。

環境と共生する美しく住みよいまちについて 住み良い住環境と循環型社会の実現に向け、町民やNPO、企業・事業所等と連携し、ごみの減量化と資源化・再利用を促進します。また、ごみの不法投棄等については、不法投棄発生箇所を中心にパトロールを強化し、立て看板等の設置や関係機関と連携を取り対策に取り組みます。

次世代を担う子どもたちへの環境教育の一環として、SDGsの取り組みや「はえばるエコセンター」を活用した各種環境講座や学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ります。

町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めます。

健全な行財政運営について 「第四次南風原町行政改革大綱」が令和4年度で最終年度になることから、引き続き「行政改革大綱実施計画」に定めた具体的な取り組み事項を推進し、効率的な行政運営に努めるとともに、これまでの取り組みを評価・検証し、更なる行政サービスの向上を目指し「第五次南風原町行政改革大綱」を策定します。

また、第三次財政健全化計画につきましては、町民

皆様のご理解・ご協力により着実に財政状況が改善されております。健全化計画も令和4年度が最終年度となりますが、社会情勢等の状況の変化に柔軟に対応しながら、健全で持続可能な財政運営に努めます。

今後も引き続き、南風原町に「住みたい」「住んで良かった」「ずっと住み続けたい」、そう思っただけのような魅力ある町づくりに、誠心誠意取り組みます。

予算編成について 令和4年度の予算編成は、これまで申し上げた施策に重点を置き、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、子ども子育て支援、教育環境の整備、各種福祉サービスに重点的に予算を配分し、各施策を推進するために幅広く予算を計上しています。結果、一般会計予算総額は15,815,564千円となり、対前年度比1,078,369千円、7.3%の増となっております。

おわりに 以上、令和4年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べました。

予算以外の審議案件として議案11件、また、追加議案として数件提出する予定でございます。令和3年度補正予算の議案については、先議案件とさせていただき議員各位の慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。令和4年3月4日、南風原町長 赤嶺正之。ご清聴ありがとうございました。

○議長 玉城 勇君 以上をもって町長の施政方針を終わります。

日程第6．議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第6．議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、社会情勢の変化に対応するため、部局別の職員定数を変更したいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第5号、資料1をお願いいたします。資料1と議案第5号の新旧対照表も併せてお願いいたします。それでは議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改め文を読み上げて説明しま

す。別表町長の事務部局の職員の項定数の欄中「147人」を「153人」に改め、同表中「67人」を「61人」に改める。附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。改正理由は、多様化する住民ニーズや人口増による業務量の増、新型コロナウイルス感染症対策など社会情勢等の変化に対応するためであります。なお、町長の事務部局の職員を「6人」増、教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員を「6人」減で、合計「219人」の増減はありません。改正後の職員定数は、議会事務局「4人」、町長部局「147人」から「153人」、教育委員会部局「67人」から「61人」、農業委員会「1人」の合計「219人」となります。令和4年4月1日からの職員配置を、議会事務局「3人」、町長部局「140人」から「152人」、教育委員会部局「59人」から「60人」、農業委員会「1人」の合計「203人」から「216人」の配置を予定しております。

続きまして、裏面の資料2をお願いいたします。同資料は、県内類似団体の職員定数の一覧表となりますので、お目通しをお願いいたします。以上が議案第5号南風原町職員定数条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは何点が質疑をさせていただきます。委員会付託も予定されていますので、委員会で答える部分はその部分でご回答をお願いしたいと思います。まずこの定数改正ですけれども、この説明文を見ると定数を改正するだけでなく、実際には概要説明の下から8行目あたり、令和4年4月1日からの職員配置で見ると町長部局が140人から152人、教育部局が59人から60人、そして合計で203人から216人という説明がありました。これで見ると定数は定数として置いておいたとしても、この説明で見ると職員配置を増やすというふうに取り得るわけです。それに当たって、どのような分析をされたか。私はこれまで何度も一般質問の中で職員の適正配置、定数増も含めてやったらどうかという提案をしてきた立場なので、実際の職員配置が増えるということは非常にいいことだというふうに感じます。ただそれについては、やはり仕事内容をしっかり精査した上で、やっぱりこれまで過重だったとか、もしくは手厚くしたほうがやっぱり南風原町の発展に寄与するとか、やはり実務に応じた分析が必要だと感じるわけです。ですのでまず1点目には、どのような分析をされた上で今回の配置になったのか教えていただきたい。

次に、それも分析に基づきますけれども、この定数

改編というところで、実際はどんなに定数をいじったとしても職員配置をされるかどうかというのが一番なんですけれども。この定数でいくと教育部局から町長部局への人数の異動というふうになっていますけれども、これについては根拠としてどういう考えなのか。先ほどの業務分析なのか、それとも今回資料として出している近隣との比較というか、適正配置の問題、どういう分析なのか、これについても教えていただきたい。

3点目には、この職員配置については、当然職員の数によって交付税算定されるというふうに理解するわけです。職員定数を増やせば、実際に配置を増やせばやはり行政としてかかる事務量というか、そういったものが変わるわけですから、そういった場合の財源、この交付税措置の状況について、配置人数によって算定されるのかどうか。つまり職員を増やしたとしても、やはり交付税算定がされるのであれば財源的な裏付けは全くゼロではないわけですから、そういった交付税措置についてはどういうふうになるのかどうか。その点について教えてください。

そして4点目に、具体的には、これ部局で説明されていますけれども、議会事務局が1名減というふうには、議会事務局は少ない人数なので1名減というのは分かるんですけれども、どの課で、どの部署で減ってどの部署が手厚くなるのか。課とか業務の内容、そういったところになると思いますので、そのあたりを教えてください。以上、4点よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは、ただいまの仁士議員からのご質疑に対してお答えいたします。まず全体的な分析としましては、現在人口の増、また先ほど提案理由にもありましたとおり人口の増による業務量の増、また社会情勢、コロナウイルスの対策、またその影響を受ける社会的経済、町の経済対策、各種の全ての部局でコロナ対策が求められている状況であります。そのようなことから、全体的に業務量が増えていることから、これまで過重業務負担であったものを軽減する、またさらに強化するという観点から今回の見直しに至っております。また教育委員会からの役場部局への移行については、これまで教育委員会の定数については、中学校の学校の事務、また調理場の調理員の方々の退職による会計年度任用職員への移行によって定数枠があったということもあります。また幼稚園の園長が以前は定数に入って、職員の手当として支給していたことから、こちらのほうは小学校の校長先生方が兼務してやっていたことから定数に入れない

といけなかったと。しかし非常勤職員となったことから定数から外れることになったためなど、様々な要因で実際の定数よりも、配置人数よりも定数に枠があったということがあります。そのことから今、役場部局でかなり業務が圧迫しているということで、定数増の必要性があったことから、その枠を教育委員会部局から移行して総合計の219名は変わらないということとなっております。

また職員採用についての交付税措置については、以前は逆に行革を促されておりました、職員の人件費減額分を見込んで、これを交付税に措置するよという流れがありました。基本的に交付税はサービスを受ける、例えば小学校の児童生徒、総人口だとか、サービスを受ける人たちの人数によって、定数によって交付税が上がることはありますが、役場職員の人数が増えたからといって、これが算定されるということはありません。基準として幾らも見込んで単位表は決まりますから、これが役場職員数が増えたことによる財源補填はないものと考えております。

具体的に各部、各課ということがありますが、これは現在コロナワクチン接種のプロジェクトチームで5名、低所得者対応する臨時交付金対策による職員を配置していることから、それぞれの各部各課で派遣しているところが、今減になっていますので、そこら辺の派遣している部署へまず復元ですね、そこへの配置を主に考えた提案となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず1点目のどんな分析をしたか、仕事の内容等、総括的にはご答弁いただきました。理解はします。ただやはり総括的な判断だけなのか、それともやはり業務分掌もありますよね、業務分掌の見直しだとか聞き取り調査だとか、様々な職員の仕事の現状をどういう調査をしたのか。当然、普段からこの部課長の皆さんが認識している感覚は理解できます。ただやはり調査としての裏付けがどういうことなのかというのを再度お答えいただきたいと思います。

2点目の教育部局から町長部局への異動に関しては、今のご答弁でいくと、現状に即した、現状に合わせた配置を考えたときに、結果としては定数の異動を行った上で現状に即して町長部局を強化したというふうに聞こえるわけなんですけれども、そのような理解でいいかどうか、再度確認のために伺います。

3点目の交付税の件は、分かりました。職員人数には関係なくということですから、これについては後ろの比較表も参考にはなるとは思いますけれども、私としては少ない人数でぎりぎりな業務を行うよりも、

やはり人一人の能力をしっかりと発揮するためにも、私は職員を増やしてその方の業務量をしっかりと担保する、そういったことのほうが町民サービスにはつながるというふうに理解していますので、ここは財源の考え方ですので、これについては私はそういう思いですということです。

4点目には、これもコロナ対策を含め、その現状減っている部署への復元が主だというふうに理解しますが、その感覚でよろしいかどうか、これも確認です。1点目だけでも少し詳しく教えていただければと思います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず分析なんです、主に分析したのは業務の量ですね、事業費の量、他市町村との比較等を中心にして今回提案となります。また教育委員会と役場部局の移行なんです、我々役場部局だけではなくて教育委員会自体も職員は実際には増となりますが、両者ですね、全体的な視点から組織の強化を図るための提案となっております。

主にコロナ対策での補填と、またある職種ですね、今回社会情勢の変化によりいろんな職種、専門性を持った職種が必要となっていることから資格を持った職員配置をしていくことからの要因となっております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最後ですので、先ほど言った分析の在り方、事業量とか事業費とかいろいろなものがありますけれども、その部分と、あと実際の人の異動ですね、これについて分かる形で資料というか、提供していただけますか。ここではトータルの数しか書かれていません。例えばコロナチームにどこから何名行っているとか、だからここが補填されるとか、そういうことを。町長部局の異動にしても、先ほど部長が答弁でおっしゃっていた、実際には会計年度任用職員とか定年延長、再雇用で賄っているとか、専任園長とかいろいろありましたけれども、その辺も含めて見える形で示していただきたいと思います。これは要望したいと思いますが、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 こういった資料は手元にありませんが、分かる形で、できる範囲で説明できる資料を委員会で提供してきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今回、所管になった、付託される予定になっている総務民生委員会の一人ではあるん

ですけれども、質疑しておきたいと思います。今、仁士議員からも幾つか質疑がありまして、こういう結論を出してきた過程、経過が分かるような、それぞれ持ってきた根拠となる資料は、是非委員会に提出をしていただきたいと思います。今あった、例えば業務の量の分析を行ったということだったかと思うんですが、これをどのように検討したのか、そういった資料も提出をいただけるということで理解していいかどうか、確認したいと思います。

それと議会事務局が4人のままとなっているけれども、新年度では3人になると、する予定ということですよね、そのように読み取っていますけれども、そういう理解でいいかです。この場合、ずっと分からないんですけれども、議会事務局の職員というものについて、その人事権というのはどのようになっているのかどうか。私は議長に人事権はあるんじゃないのかというふうに考えているんですが、實際上、実務の運営上はそうならないように見受けられます、この間ずっとですね。その点をどう理解しているのか。私は議長には人事権はあるというふうに思いたいというか、どうもその根拠を探しきれないではあるんだけれども、議長の人事権はどうなっているのか。この件について、町長、この提案をされてきた中でどのように理解されるのか、お伺いします。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず1点目の資料につきましては、できる範囲で提供していきたいと考えております。また議会事務局の人事権については、これは議長が発令しますので議長名で辞令は交付しますので、我々としては議長に人事権はありと理解しております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 できる範囲でと言うんだけれども、これは個人情報で、そういったふうなセンシティブな情報でなければ基本要望されれば出すというのが、私は当然だと思いますので、できる範囲で出すなどという答弁ではなくて、当然出すという答えを予想していましたが、そういう理解じゃないのか確認します。

それから議長の人事権があつて議長の辞令だということですが、現時点ですけれども、次年度は専従職員を3名置くということについては、私は議運のメンバーの一人でもあるんだけれども、特に相談はございません。私の記憶に関する限り。それに関すれば、今の時点では実質的な点で辞令に議長名で載っているがその定数そのものについて議会が関わっていないと判断せざるを得ないわけですが、この点いかが

ですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 資料の提供については、今提案があった時点で、今持ち合わせておりません。これから職員が作成していきますので、その委員会までにできる形で作成しないといけないことから、時間的な制限もあることからできる範囲での提供ということで表現しております。

また議会の人事権については、議長がということになっておりますので、我々は議会の人事については議長の下にあるというふうに理解しております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 不思議な話で、結論を出して議会に提案しているわけですから、皆さん十分に審議、検討してこのような提案をされているわけでしょう。この根拠となるものを今から準備する、こんなおかしい話はない、そうでしょう。結論は出してあるわけだから、何人かで、勝手に一人で決めたわけじゃないはずですよ、集団的に議論されてきたはずだ。であれば客観的なそういった資料がなければ、これは提案できるはずないんですよ。新たな、別々な資料を一つにまとめて出せとかということであれば別だけれども、結論を出されているんだから、皆さん方の中では。その結論を導くに当たって利用した、活用した資料を出せと言っているわけですから、今の答弁は私は認められないと思います。

それから議会事務局長に伺います。議会事務局長は例規審議会等に出たり、この議案を議会に上程するに当たって関わってきたはずですよ。その中で、今、私が総務部長とやり取りをした、議会が4名から3名に新年度から減らされるということについて把握していたはずですよ。これが議長、少なくともこの間、議運の中では全く話にも上っていないので、この点について事務局の中ではどのようになっていますか。お伺いします。

○議長 玉城 勇君 議会事務局長。

○議会事務局長 比嘉勝治君 お答えいたします。現在、一人職員がコロナの給付関係で異動になっております。これは一時的なことということで、みんなで協力していこうと、緊急補正もあるので協力していこうという観点から、一人応援に出すことは了解いたしました。ただこれは期限付きであって、説明を受けた段階で12月からでしたか、長くて今年の10月ぐらいまで給付関係が出てくるので、その処理のために応援を出してくださいと協力願いがありましたので、全庁体制で今応援をしているところですので、その点に関して

は了解をしました。それで山中さんが出向しているんですけども、10月にはまた戻してくれるというお話がありましたので、定数は4名で現在3名ですよというのは理解しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時41分）

再開（午前11時44分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 さっきは……。

（「3回目」の声あり）

○議長 玉城 勇君 休憩で続けて聞いてください。休憩します。

休憩（午前11時44分）

再開（午前11時45分）

○議長 玉城 勇君 再開します。ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号 南風原町職員定数条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第7．議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第7．議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について（令和3年12月24日付け総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）に基づき、町立保育所等に勤務する会計年度任用職員の賃金を改善したいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第6号資料及

び新旧対照表をお願いいたします。それでは議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。

まず改正の目的、この条例は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる中、最前線において働く、幼稚園、保育所における幼稚園教諭、保育士等の処遇改善のため、令和4年2月からの収入を3%程度引き上げることが目的とした、国の「公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について」に基づき、本町の幼稚園、保育所に勤務する会計年度任用職員の「給料の調整額」の規定を追加し、2月に遡って処遇改善を行うための提案となります。

改正内容、第5条の次に給料の調整額として、第6条に「給与条例第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。」の1条を加える改正です。また、その1条を追加することにより、改正後の5条以下を1条ずつ繰り下げることや、繰り下がる適用条項の改正となります。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、令和4年2月1日から適用する。以上が議案第6号南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではお伺いします。これは国の処遇改善と、国の改正によるものだというふうに理解しますが、ここでも今回のこの条例については会計年度任用職員ですが、そもそも正規職員については、この元の給与条例第9条ですか、これで担保されているというふうに理解してよろしいのかどうか。要するにここは制度上、会計年度任用職員、そこに元の給与条例の適用を準用すると。だから元の正規職員自体はそもそもの条例で担保されている、そういうふうに理解してよろしいかまずお伺いしたいと思います。

次に、具体的な引き上げ額と、そして人数、それに伴う金額等々を示していただきたい。比較のためにも、これについては直接この条例とは関係ありませんけれども、正規職員についても引き上げられているのかどうか。この辺の比較ができるように、その辺を示していただきたいと思いますが、ご答弁いただけますか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回の条例の提案については、あくまでも宮平保育所、幼稚園に勤務する会計年

度任用職員を対象とした提案となります。職員に対しては通常人事院勧告に基づいて給与の見直しがされますが、それに基づいて我々是对応していきますので、今回は職員は対象となっております。会計年度任用職員のための対象となっております。また会計年度任用職員の額については、フルタイムの幼稚園、保育所の保育士、幼稚園教諭は約9,000円が基準となっており、そこにはいろいろな職種があります。またフルタイムでなく時間で勤務しているとか、そういった人たちの逆算、9,000円を基準に算定して調整をしております。給与の予算的な総額となると約930万円を見込んでの提案となります。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず1点目ですけれども、この改正目的の概要説明の資料でいくと4行目の真ん中あたりに、国の公的部門における処遇改善事業の実施についてというふうにありますけれども、これ自体が会計年度任用職員だけを指しているんですか。当然、僕の理解では、当然職種は分かりますよ、職種は幼稚園、保育園なんですけれども、幼稚園、保育園にも正規職員がいますよね。その人たちは対象外という理解なんではないでしょうか。そのあたりをはっきり分からないので、再度確認をしたいと思います。

あと具体的な引き上げ額についてはおおむね9,000円というふうにご答弁いただきました。これは事前に議運でも伺っていただきましたけれども、トータルで930万円ということは、当然その人数とか内訳があるというふうに理解しますが、それについては示していないということですか。僕は示していただけないかという質疑だったので、総額は分かりましたが、この内訳を示していただけるかということですので、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず対象なんですけど、こちらのほうは各法人保育園に勤務する方、またいろんな学童とか幅広い対象になっておりますが、我々の町の職員については宮平保育所、幼稚園を対象にするというふうにしております。職員については、近隣市町村も確認したところ引き上げはないということから、各市町村との均衡等を考慮して会計年度任用職員のための対象としております。

また額について、すみません。先ほど答弁漏れがありました人数については90名を見込んでおります。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1点目については、理解はしま

したけれども、ただ何か僕からすると国の制度改正というのは国会の議論を聞いていても、何か公的なところからしっかり上げるよう担保しましょうよという議論だったと思うんですよ。だけれども本町の正規の保育園、幼稚園職員には適用しないということで、ちょっといいのかなというのが疑問なんです。適用しないでいいという根拠を、近隣市町村に聞いたというのは分かるんですけども、本来の議論でいけばしっかりと業務に当たっている公的部門を上げようという理解をしていたものですから、そこはちょっと疑問が残っておりますので、もし解決できるこれだというのがあれば再度答弁いただきたいのと、あと90名の内訳を示していただきましたけれども、先ほど部長自身がいろいろな業務の内容がありますと言っていたので、僕自身は細かく、当然預かり保育だとかは入らないわけですよ、パートタイムの皆さん、ここフルタイムという規定になっているわけですから。そのフルタイムの会計年度任用職員というのがどういう職種でどういう配置になっているのかというのが分からなかったものですから、その内訳を示していただきたいということです。人数と金額だけだと職種が1つだったらいいんですけど、その辺がちょっと説明不足じゃないかなと思いますので、3回目ですので、足りないところは委員会でも結構ですから再度お答えいただいてよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まずは職員、なぜ非常勤だけかというのは、職員は現場もありますがほかの職員との均衡、また他市町村との均衡等を総合的に勘案して今回は対象外としております。また職種についてなんですが、先ほど今回の条例改正はフルタイム職員とありますが、パートタイム職員はまたフルタイム職員に準ずる形の契約規定になっていますので、今回の対象となるのはフルタイム職員だけではなくてパートタイム職員、この宮平保育所、また幼稚園に勤務する全ての会計年度任用職員が対象となります。職種にすると保育士、管理栄養士、保育所用務員、保育所補助員、登録保育士、調理補助、幼稚園教諭、特別支援員、幼稚園事務等、約10種の職種で90名となっています。全ての会計年度任用職員が、この施設で勤務するのは対象となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時57分）

再開（午前11時58分）

○議長 玉城 勇君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほど提案理由からもありましたように、根拠、この改正の根拠は公的部門における処遇改善等の実施についての通知、この元は補助金要綱の通知で定められたことから、そういった職員については対象から外すということは町の判断でできるというふうに理解しております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑がありますか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今の照屋仁士議員の質疑で、会計年度任用職員の給与の調整等、約3%程度引き上げるとことは理解できました。ところでこの議案の新旧対照表とかいろいろ見ても、どこでどう3%上がるのかというのを僕は理解できないんですよ。変わっているのは、例えば6条のほうで線を引いてあります給与条例第9条の規定はフルタイムで云々書いて、準用するということ、あとは全部一緒なんですね。条項を移動しただけなので、どこでどう3%上がるのかというのが分からないんですけれども。この6条の規定のほうに給与の台帳か何かあって、そこで上がるということなんでしょうか。この辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず給与条例の6条に準ずるということの理由は、こちらのほうは職員の給与条例については、調整額を支給することができるということとなっております。この調整額について準用するということの改正でありまして、それは幾らになるかというのは、また規則で定めていくことに、規則で明記されることとなりますので、今回の改正の主な改正点は調整額を支給することができるというふうな内容となっております。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 分かりました。そのところでは調整額、要するに今度の条例では調整額を支給することができる。説明では3%程度でやっていますけれども、幾らかはまだ分からないわけですよ。皆さん方、規則のほうでやらないと、それは先ほど当初は10分の10国から、9月まではということで、あとは自前でやっていかないといけないんですけれども。その辺でも額が変わってくるというのがあるんですか。国のほうは10分の10ですから最初、3%程度じゃなくて5%でも、10%でも来るのかな、この辺は。どうなんですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 基準としていましたフルタイムの保育士がおよそ3%で9,000円を見込んでおりま

す。フルタイムですから、この方の9,000円を参考に、実際に時間でそれぞれ形態が違いますので、時間で割り戻したりとか、そして一人一人の金額が出てくることになっております。また国からの補助は9,000円の10分の10ということの補助額となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午後0時02分）
再開（午後0時03分）

○議長 玉城 勇君 再開します。ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

休憩します。

休憩（午後0時03分）
再開（午後1時09分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第8．議案第7号 南風原町男女共同参画推進条例

○議長 玉城 勇君 日程第8．議案第7号 南風原町男女共同参画推進条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第7号 南風原町男女共同参画推進条例 南風原町男女共同参画推進条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、この条例は、南風原町の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにすることにより、全ての人が互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すために、この条例を提案いたします。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第7号、資料をお願いいたします。議案第7号 南風原町男女共同参画推進条例について概要を説明します。経緯 男女共同参画基本法に、地方公共団体の責務として「男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策の展開が求められており、これまで男女共同参画

計画を策定し取り組んできましたが、より実効性を高めることと、施策を推進する際の根拠として条例を制定することになりました。

概要 第1条では、条例制定の目的、第2条では各用語の定義について規定し、第3条では、男女共同参画の推進に関する基本理念について規定しています。第4条では、男女共同参画の推進は、町及び町民等が連携協力し協働のも行うことを規定しています。第5条から第10条までは、男女共同参画の推進に関する町、町民、事業者、教育関係者、自治会等、各種団体の責務について規定しています。第11条、第12条では、あらゆる分野における人権侵害の禁止と情報発信における表現の配慮について規定しています。第13条では、男女共同参画計画の策定にあたっては、町民等の意見を反映させ、南風原町男女共同参画推進会議の意見を聴き、総合的かつ計画的に実施できる計画を策定することを規定しています。第14条及び第15条では、町の各施策における男女共同参画を推進するための配慮と、町の防災及び復興分野における男女共同参画の視点を踏まえた必要な措置を講ずる旨規定しています。第16条では、すべての人がさまざまな活動を両立し、男女共同参画を推進するための情報提供や、必要な支援について規定しています。第17条では、男女共同参画を推進するための、事業者と町の積極的改善措置について規定しています。第18条から第20条では、男女共同参画を推進するための啓発活動や、町の施策の実施状況の公表など、町民の理解を深めるための情報提供と必要な調査研究について規定しています。第21条では、男女共同参画の推進を図るため、毎年6月に男女共同参画月間を設けることを規定しています。第22条では、男女共同参画を推進するための活動を行う町民等への支援について規定しています。第23条では、男女共同参画の推進体制について規定しています。第24条では、条例施行における委任事項について規定しております。

附則 第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。第2項では、3月に策定予定の第三次南風原町男女共同参画計画が本条例の13条の規程により策定された計画であることを規定しています。以上が議案第7号南風原町男女共同参画推進条例についての概要となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号 南風原

町男女共同参画推進条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第9．議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、子ども医療費助成の対象年齢を引き上げること等に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは私のほうで概要を説明いたします。今回は対象年齢拡大のための条例改正でございます。新旧対照表をご覧ください。改め文を読み上げます。南風原町子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、「又は学校教育法第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業する日若しくは終了する日の属する月の末日までの間にある者」を削る。附則（施行期日）1項 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（経過措置）2項 改正後の南風原町子ども医療費助成条例の規定は、令和4年10月1日以降の診療分に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。以上が南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは2点お伺いします。今回の子ども医療費助成ですね、18歳まで引き上げ、非常にすばらしいことだというふうに思います。町長をはじめ執行部の皆さんの熱意というか、非常にありがたいなというふうに思います。そこで非常にいいことですが、今回の条例改正によって、これまで15歳だったのが18歳に引き上げられる。これは当然、背景としては県の状況が変わったということもあるというふう

に思いますけれども、これによって南風原町では実質的な負担額とか、そういった予算的なものが少し変わるのかと感じます。実際のこれまでの制度の中で負担していた金額がどのようになって、また18歳まで拡大することによってどうなるのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

そして2点目には、この条文で見ると新旧対照表であるとおり学校関連の文言が今回抜かれております。これも私も非常にいいことだなと思うところですが、その背景、理由について経過をご報告いただければと思います。以上2点お願いします。

○議長 玉城 勇君 子ども課長。

○子ども課長 儀間博嗣君 答えいたします。まず1点目の質問についてですが、今回の予算に関する部分は令和4年度の当初予算にも計上しておりますが、今回本町が受ける補助金が県のほうで中学生まで拡大をする、医療費無償化の対象年齢が中学生まで拡大することによって5,075万2,000円増えることとなります。約5,000万円です。高校生まで本町の無償化の対象年齢を拡大することによって2,054万円増えることとなります。約2,000万円増えることとなっております。以上が大まかな予算の内容となっております。

また今回の条例において、改正前の規定において中学校在籍時においても適用される旨の規定がございましたが、今回この規定を削っております。内容としては15歳の卒業の年までを医療費の無料化の対象にしておりましたが、何らかの理由で16歳、17歳になっても中学生に在籍をしている場合には適用されるという旨の規定がございましたが、我々中学校までの医療費無償化の年齢を拡大した以降、その適用に該当する案件はございませんでした。ちなみに中学校のほうにおいても、そういった対象となるような人もございませんでした。今回、対象年齢を18歳まで年齢拡大することにおいて、18歳の卒業年次までということで今回規定して、今後の施策に展開していこうという考え方でございます。

今の答弁につけ加えます。この規定を削った背景には、中学生までの卒業年次まで以外に、そういった特段の事由で中学校に在籍しているような案件はございませんでしたということが背景にございまして、今回また年齢を拡充することによって18歳に年齢拡大することから、また高校生などにおいては様々な理由で18歳の卒業年次を過ぎても高等学校に在籍をしているというようなことが考えられるものでございますが、本町としては18歳の卒業年次までの対象とすることに決定いたしました。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは細かい予算的な数字、年度ごとの数字を僕も現在記憶はしていませんが、1点目の予算的な負担、実質的な負担については県の制度改正によって南風原町の負担というのは高校まで延ばしたとしても、以前は5,000万円近くの自己負担があったけれども、高校まで延ばしても2,000万円ぐらいで済むという考え方ですか。これは人数によるのか制度によるのかちょっと分かりませんが、そのあたりを確認したいと思います。

もう1点、2点目の学校関係の条文を外したことについて、当然運用上の状況の説明はいただきましたけれども、私の視点でいくと18歳というのは高校生もいますけれども社会人もいらっしゃいます。そういった中で当然会社で社会保険等、そういったのがあれば制度も変わってくるのかもしれませんが、そういった学校に通っていない方々についても対象になると読み取れるわけですが、そういうことでよろしいか。以上、2点よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えたいします。まず1点目の予算に関連するご質疑については、今回沖縄県のほうが中学生まで対象年齢を拡大することによって、本町に入ってくる補助金が増額となります。その額が約5,000万円だということになります。高校生が、我々本町のほうは10月1日以降は高校生までを対象にすることによって約2,000万円の歳出が増額するという説明でございます。年齢の適用については18歳に達した3月31日までということで規定しておりますので、社会人であるとか高等学校に在籍しているというような要素は、どちらも含まれる要件となっております。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1点目のものですね、単純な補助金の額だけではないと思いますけれども、いろんな差引制度とかペナルティーとかいろんなのがあったので。ただ大幅に違うなと思ったものですから人数なのかと聞きましたが、日付が違うと、適用する。1年間で5,000万円、これは10月からの半年で2,000万円ということですから、単純計算でいくと1,000万円ぐらいは減るのか。当然県外に行かれる方とか、そういった人口の推移も予測されるというふうに思いますが、再度そういう理解でいいのかどうか。

あと学校関連のものでも趣旨は分かりました。ただ僕が聞いたのは、中学校というのは義務教育ですから事情があったとしてもほとんどの方は学校へ行くわけです。今は進学率が相当高いと言っても、高校の場合

はどうしても行かない方も、中退される方もいらっしゃる。だけれどもその方々も対象になるというご答弁でしたので、非常にいいことだなと、確認の意味でした。1点目だけ再度、すみませんけれどもお願いしてよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 1点目の質疑については、議員が質疑されたとおりが回答となります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1点だけお伺いします。附則のほうの2ですけれども、令和4年10月1日以降の診療分からとなっているんですけれども、これはなぜ10月1日なのか、多分、県のほうがそこからやるということのかな。それともしそうであるのであれば、4月1日から施行するのであれば4月1日から対応すればいいんじゃないのかなと思うんです。例えば県のほうが遅れて10月からであったにすれば、その間は町が、少なくともさっきの話では県のほうが中学校卒業まですることによって5,000万円余り要するに浮くわけですから、それで高校まで行っても5,000万円しかかからないということは、3,000万円ぐらい浮くような感じがするんだけれども、その分だけでもできるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺お伺いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えたいします。今回の予算のほうに令和4年度の高校生対象年齢拡大分を予算のほうに提案いたしますが、4月以降システムの改修などを行いまして、今、中学生までのものの受給者証というものを各家庭の対象者の保護者がお持ちなんですが、それをまず高校生のものまでに切り替える作業、あるいはまた高校生の新しく適用される方々にも新しく受給者証を配る、医療機関、県と国保連合会との調整などを踏まえて、今回の条例改正を行いまして4月1日以降周知も兼ねて準備を行いまして、10月1日からの診療分から適用をしていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 この受給者証といいますか、それがないと要するに実行ができないということですか。要するに年齢が分かる、そういうのがあればできるというものではないんでしょうか。要するに身分証明書というか、それなりの年齢が分かるものがあればできると。僕はそういうふうにすればすぐできるんじゃないかなと。その後からでも受給者証は発行すればいいんであって、システムの改修ということでもあるんで

すけれども、その辺はシステムを改修しながらでも、手作業でもできないのかなと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えたいします。まずこの受給者証は基本的に現物給付で行うために、各保護者が受診をしたときに医療機関で提示をして、その無償化の適用ができるんですが、各市町村みんな違いますので、この受給者証を持って医療機関のほうで無償化を証明するような形になります。ですので忘れたら払わないといけなくなります。また準備とかにおいても手作業でとなりますが、年間においても相当な件数がございますので、非常に料金のやり取り、医療機関のやり取りとなると、きっちりシステムのほうの準備、周知の時間も必要ですから10月1日から進めていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについて

○議長 玉城 勇君 日程第10. 案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについて 地方自治法第244条の3第2項の規定により、南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについて別紙のとおり那覇市と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めます。提案理由といたしまして、那覇市の公共下水道を南風原町民が使用することについて那覇市と協議する必要があることから、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは概要書面の資料をお願いします。議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについての概要を説明い

たします。それでは2ページ目と3ページ目をご覧ください。2ページ目の協議案のとおり協議を予定しております。3ページ目の位置図にあります当該協議箇所については、南風原町字新川にある環境の杜ふれあい公園内のトイレを那覇市の公共下水道へ接続し利用するものです。当該箇所は、南風原町公共下水道区域内に編入されておりますが、当分の間、本町の公共下水道整備に時間を要するため、隣接する那覇市の公共下水道へ接続することにより公衆衛生上の向上に寄与し、併せて公共用水域の保全に資するものであります。そのため南風原町民が那覇市の公共下水道を使用する協議については、議会の議決を必要とするため提案するものです。以上が議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについての概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 この位置図の右下に丸く示されているところがトイレですね。そこはたしかおとしでしたか、下水道課長、駐車場が先に整備されて、その後トイレが完成して今はまだ使われていない状況、ベニヤでふさがれていて使われていない状況だと思います。伺いたいのは、那覇市と協議して、那覇市の下水道管に接続したら直ちにこのトイレが使えるようになるのか。それはいつ頃なのか。そして那覇市の下水道に流す場合に、南風原町より料金は高めになるのかと私は思うんですが、南風原町の下水道と那覇市の下水道、使用する使用料の違い。当分の間、南風原町の下水道整備が完備するまでとありますが、それはいつ頃をめどにしているのか。

最後にもう1つは、環境の杜ふれあい公園は管理負担は南風原町が15%負担していると思います。この下水道が接続されて、下水道に流して、実際に下水道料金が発生すると、この支払いはクリーンセンターが払うのか、それとも環境の杜を受託している指定管理者が払うのか。

○議長 玉城 勇君 ちょっと休憩します。

休憩 (午後1時37分)

再開 (午後1時38分)

○議長 玉城 勇君 再開します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 答えたいします。まず接続に関しては、この協議が整い次第、多分環境の杜ふれあい公園を整備しています那覇市環境施設組合の公園担当のほうで、新年度工事で対応して使用することになると思われます。

それと2点目のなぜ長くなったんですかということ

なんです、これに関しましてはこの区域は平成29年に公共下水道の区域に編入はされておりました。そのときに那覇市の公共下水道を使用できるものと勘違いした経緯がありまして、そういう経過になっております。

3点目の料金に関しては、今現在手持ちの資料がありませんので即答することができませんので、委員会書類をお渡ししたいと思っております。

あと15%の負担金を支払いしているということなんですけれども、これに関しては私のほうでは即答することができませんので、確認してまた委員会のほうで説明していきたいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時39分）

再開（午後1時40分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 整備は、下水道も下流のほうからしかできませんので、今、新川のほうについては計画区域には入っていますけれども、下流側のほうが認可が取れていませんので、当分の間、具体的な年次というのはまだお答えできません。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 どうもありがとうございます。あとは委員会のほうでよろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号 南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについては、経済教育常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例

○議長 玉城 勇君 日程第11. 議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例 南風原町学校給食費徴収条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、学校給食法第4条に規定する学校給食に係る学校給食費の取扱いについて、学校給食費の負担者等の学校給食費に関する事項を明確化する条例を制定する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当

のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議案第12号の概要の説明を申し上げます。南風原町学校給食費徴収条例の制定については別紙のとおりですが、提案理由としまして、提案理由がありましたように学校給食に係る取扱いについてを制定するものになるんですが、概要としまして主なものは学校給食の実施、それから給食費の負担者及び納付の方法、困窮者等に対する減免等について規定しているのが主な内容になります。

それからもう1つ、この中で督促手数料、それから延滞金に代わる遅延損害金がこの条例の中で規定されている主な内容になります。まず第1条から条例の趣旨、第2条、第3条のほうで用語等、学校給食の実施についての規定をしております。第4条のほうで学校給食の負担者と納付の方法について、第5条のほうで督促の方法、督促手数料について規定しています。第6条のほうで学校給食費負担者が納付期限までに学校給食費を納付しなかった場合において遅延損害金、これは延滞金に代わるものの徴収、計算方法について規定をしております。第7条、第8条については学校給食費において過納誤納等があった場合に未納の給食費に対しての充当若しくは充当先がない場合に還付することについて規定をしています。第9条のほうで困窮者等に対する学校給食費の減免等について規定をしています。この部分についてはこれまでもありましたが、学校給食費については私債権の扱いになるために期限が来ても徴収の消滅時効が消滅しないと。これについては援用があつて初めて消滅が完成するという形になりますので、一部困窮世帯等であつたとしても債権が残ったままになっているという形の部分について、困窮世帯等についての減免等によるいわゆる不納欠損等についてもここで規定して取扱いをしていくということとでございます。条例化の意義としては、学校給食費に関する条例を制定することによって、学校給食費の取扱いが明確化され透明性が高まるということと、学校給食費の負担者をはじめとする町民の皆様への説明責任が果たせるということと、また就学援助、生活保護受給者等の納付が困難な困窮世帯への救済の措置、これまでずっと請求し続けていた部分での対策が取れるというふうなことで、この条例の制定をお願いしているところです。以上が議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例の制定についての概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 町長の施政のお話にもありましたように、学校給食で安心安全な給食を提供したいと。学校給食事業は本当に重要なお仕事で、そのお仕事に関わっておられる皆さん、そして徴収で苦労されている皆さんには、そのご苦労をねぎらいたいと思います。その上で教育部長にお伺いしたいんですが、この条例はもっと早くあってもよかったんじゃないかなと思うんですが、どうしてこの時期の提案なのか。ほかの、例えば沖縄県内ではどういう状況なのか。そしてポイントは9条だと思うんですけども、長い間支払いきれない方々、保護者がおられる。去年の9月の定例会の審査意見にもありますよね、学校給食収入、滞納繰越分において収入未収額に長期間動きがないものが見られる。これについては適宜対処されたいと。この条例がないと、この対処ができないということだと思うんですが、この条例の制定によって、先ほどおっしゃった不納欠損金の処理に当たっていくと思うんですけども、それはおおよそ幾らぐらいを見込んでおられるのかお伺いします。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 制定が今になっているというものにつきましては、学校給食の徴収の部分について、これまで債権として公会計のほうで南風原町は計上されて議会の審議を得ているんですけども、性質上私債権の扱いを受けると。その辺の部分についてどういう手続で様々な徴収の処理をするかという部分の勉強がなかなか進んでいなかった。その辺を突き詰めていくに当たって、今の時期になっているということで、どうしてもこの条例を制定しないと不納欠損に係るいわゆる不良になっている債権、行方不明であるとか破産をしている方々の債権、これは南風原町側から見ると債権放棄になります。相手側から見ると減免という形になるんですけども、そういうふうな部分をどういった方々をどういう手続で処理をするかというものは条例で定めないといけないということの結論に至りましたので、条例を作成するという形を取っています。県内では与那原町以外、その条例を持っている市町村はございません。現状としましては、給食費の徴収を公会計でやっている市町村も非常に少ないと。学校自体が私債権、学校給食のPTAであるとか給食センターであるとかで徴収する形になっていますので、学校ごとの規則であるとか教育委員会の規則であるとかで定めて、その部分で処理が行われていると。その部分については、学校の先生たちの事務の軽減も含めて、公会計にすることで取扱いの明確化をするようにというのが文部科学省の最近の通知で行われていると

ころです。今回、条例化することで、我々の事務としてもどうしても徴収できないような、行方不明者であるとか、あとを追っても分からないようなものについても債権管理をしています、そのほうについては適宜処理をするということなんですが、現在のところ調査中で、それが今幾らになるかというところは今調査中です。それと併せて、少しルーズになって滞納している方々で、この9条に該当しないような方々については我々も適切に徴収の手続をしていくということの段取りを今現在やっているところですので、決算のほうで指摘がありますように、その辺については適切な手続でもって収納率を上げていきたいというふうなことで考えております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。もう1つだけ伺います。ざっとこの条例を見ると、保護者の皆さんが支払う能力はあるけれどもなかなか払ってくれないという方々もいらっしゃると思います。そういう保護者たちに対する対応というんですか、それはこの条例の中のどこかにうたわれていますか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 この条例で今回新しくうたわれているその部分については、督促とか催促等々の手続をしていましたが、これまで督促手数料を徴収することができませんでした。今回、条例で制定することで督促手数料を徴収することができるようになります。それと延滞金に代わる遅延損害金等についてもこちらのほうで規定しますので、新しくその部分についてもそういう方から徴収する形を取っていくと。別途そういうふうな方々についても電話の催促とか督促の催促もそうなんですけれども、どうしてもこちらのほうでいろいろ折り合いがつかないような、徴収ができないようなものについては、また別途の手続で徴収を強化していきたいというふうに考えております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今おっしゃったのは第6条の第1項のことだと思うんですが、遅延損害金を徴収するものとする。これをどのように算出するのかは、今のところはまだつくっていないということなのかなと思うんですが、つくっているのか。そのあたりは委員会ですっかり説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。つくっていないんですね、まだ。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 この部分については民法の適用で徴収の方法、計算の方法がありますので、委員会のほうでまた詳細については提出したいと思います。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 質疑いたします。今回、条例化して、先ほど言ったような、今の答弁などであったように明確化するというこのようですけれども、今、県外でもそれから県内でも自治体では給食費の無料化ということが行われているように伺っています。教育委員会は県内や県外のこうした自治体の実例を把握していますか。具体的に例えば県内であれば41市町村のうち幾つが行っているとか、そういった情報を得ていますか。お聞かせください。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午後1時56分）
再開（午後1時56分）

○議長 玉城 勇君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 資料については、我々も幾つかの市町村を知ってはいますけれども、具体的な数等々、どういうふうな形でやっているかというのを資料を持っていませんので、また委員会のほうで提出したいと思います。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今回提案理由といいますが、説明のほうの提案理由の説明の中でも、負担者の執行を明確にするというふうなことをわざわざうたっている、確かにこの間、町長でしたか、一般質問などで学校給食費の無償化、利用者からすれば無償化についての質問が、一般質問だったか、たしか給食費の会計の件の質疑だったかで私がやった覚えがあるんですが、町長はここに書いてあるような学校給食法第4条で規定しているというような答弁で、これは保護者が負担するものだというふうな理屈でずっと答弁されていたように思います。たしか教育長であった時分だったと思います。そういうことですので、あえてそういうことであれば、当然この条例提案の際にはそういったことも併せて検討されたいと私は思って、この議案が出たので改めて質疑しているところです。幾つか実施されているということは把握しているけれども、そのやり方だとかは把握していないというふうな教育部長の答弁だったかと思いますが、この間、そういう意味では議会議員の中から要望もあったということも把握していると思いますので、当然それも含めて検討されたものじゃないのかなという意味で、決して議案から外れた質疑だとは私は思っていません。そこはそれで当然検討されなきゃいけないんじゃないのかなと思ってのことです。その把握している分について結構ですけれども、是非それはそれで委員会の中で報告をい

ただきたいというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 委員会のほうで資料を提供したいと思います。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。
（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号 南風原町学校給食費徴収条例については、経済教育常任委員会に付託します。

休憩いたします。
休憩（午後1時59分）
再開（午後2時09分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第12. 議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第12. 議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、第三次財政健全化計画に基づき、政務活動費の減額を行いたいことから、条例を改正する必要があるため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第2号の新旧対照表をお願いいたします。改め文を読み上げて説明しますので、よろしくお願いいたします。南風原町議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。第5項 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、第4条第1項中「15,000円」を「5,000円」とする。附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。以上が議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 資料に基づかないで質疑します。この提案は、たしか今年で3回目だと思います。そうですね。年間18万円から3分の1の6万円に政務活動費を削減する提案だと思いますが、3回目だと思います。今回、提案するに当たって近隣の直近の状況などは確認されましたか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回のこの議案の提案は、今年度で4回目となります。近隣を確認したところ、類似団体で昨年度までは1団体ありましたが、今回令和4年度は近隣ではないということで、本町のみの提案ということになっております。調査したところ、この減額については聞いておりません。提案している市町村は、我々が調査した団体ではございませんでした。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 政務活動費は私たちの議員報酬にも大きく関わりますが、事務局に伺いますが近隣の自治体と私たち議員報酬の実態は把握しておられますか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午後2時14分）
再開（午後2時15分）

○議長 玉城 勇君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 減額になってからもう4年目ですか。議会と執行部は車の両輪のごとくというんでしょう、何か行政側の予算はどんどんどんどん大きくなっていくんでしょう、議会が使うのは広報紙も値段も削られるし議員個人個人のそういった活動費も削られると。これは両輪のごとくどこか片車がどんどん早めに回っていて、議会側は全然回らないというふうになるんじゃないのかなと私はそう思います。要するにもっと、これまでなかったのが1万5,000円になって、これで大分研修に行ったり、いろいろ広報を出したりやっていたんです、個人でも。それができなくなっているという状況もあるので、これは令和3年7月1日に出された町村議会の実態調査なんですけれども、その中でも5,000円というのはこの中では少ないですね、出しているところですよ。1万円から3万円とかいろいろあるんですけども、そろそろ元に戻してもいいんじゃないのかなと。財政が厳しいというのは分かります。とっても厳しいとは僕は感じていないんですけども。議会のほうにも5,000円じゃなくて1万5,000円に戻すとか、せめて段階的にでも1万円にするとか、そういうことを僕は是非やってほしいなというふうに思います。似たような町村と比べてみましても全然違

います。先ほど岡崎議員が何か質疑しようとしたら、関係ないということていろいろあったんですけども。例えば報酬の問題とか議員1人当たり町民どれぐらいのあれを持っているとかいろいろものを勘案してみると、やっぱり議員に対するそういった出費というものをもっともっとやってほしいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほど副町長からも提案理由でありましたとおり、今回の提案は第三次財政健全化計画に基づく提案でありまして、その健全化計画の計画期間が令和2年から令和4年までということで、次年度までの計画期間となっていることからの提案であることをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 健全化計画で何年までというふうに打ったことは分かりますけれども、それはそのまんま守るということも大事ですけども、変更も、見直すということも大事ではないんですか。今、第三次財政健全化計画ですか、次は第四次健全化計画でそのままという可能性も無きにしも非ず、だからそういう計画でも見直していくということが、計画があるからそうなんだと、皆さん方はこれまでの計画は全てそのとおり進んでいますか。進んでいないのも多いはずですよ、だから見直していくんでしょう。次出てくるマスタープランでも20年変わらないというけれども、その都度変更もありますよという説明をこの前はやっていましたよ。そういうものだと思うんです、計画は。そういう意味からでは、計画があるからどうこうという理由は僕は成り立たないというふうに思います。ほかに理由はありますか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 お答えいたします。まず確かに計画についてはあくまで計画でありまして、他の要因で変わることはあります。我々状況の変化によって住民サービス、社会情勢の変化によって他の住民への影響がないようにサービス提供、福祉等の予算は確実に計上しているところでありますが、この議案、次の第3号、第4号については内部、我々中の経費ということで、それは住民に対するサービスを低下させることなく対応しておりますが、この3つの条例については是非計画どおり住民に示していくべきものであると考えまして提案しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 町民に対する福祉を優先するというのは分かります。それはそれで予算を確保してや

らないといけないことだろうし、だからといって議員の政務活動費をそういうふうに削ると、議員の権能を弱くしているというふうに私は思います。議員の皆さん方も町民の福祉のために、先頭に立って頑張っているわけです。そこに対する援助というのを削るということではちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけれども、再考をお願いしたいんですけれどもいかがですか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまの宮城寛諄議員のご質疑にお答えをいたします。まずは議員各位におきましては第三次財政健全化計画で減額というようなことではございますけれども、本当に過去3回にわたってご理解をいただきまして感謝を申し上げますとともに、誠に申し訳ないなというふうに思っているところであります。議員各位ご理解のとおり、南風原町の財政が非常に厳しい状況がありましたので、これを何とかしなくちゃいけないということで議員方にもご理解をお願いしたわけでございまして、おかげ様で何とか回復の兆しが見えてきたというふうな状況でございます。そういうこともありまして、令和4年度の予算からは若干ではございますが計画的に、例えば直接町民の皆さんに関係するような予算、各種団体への補助金のほかではございますけれども町民の皆さんにお知らせするという意味で、若干増額をしたという経緯もございますけれども、まず内部の予算関係につきましては、申し訳ないですけれどもあと1年、計画年度の最終年次でございますので、やっぱり最後まで仕上げて、寛諄議員、最後まで完走して、これだけやり遂げたというようなこともいいんじゃないのかなと私は思って、また再度令和4年度の予算も議員方をお願いをしているわけでございます。そういうことで是非あとひと踏ん張りでございますので、最終年次のご協力をお願いいたします。答弁といたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第2号について討論を行い

ます。討論はありませんか。まず討論については議案に反対者の発言を許します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私、岡崎は私たち議員の政務活動費、年間18万円を3分の1の6万円に減額することに反対する趣旨で2つの理由を申し上げます。先ほど事務局に私たち議員報酬を含め近隣との比較実態を把握しているかと聞いたら、直接関連しないので答えられないということでしたが、把握はしていると思います。きっと、そうでないとおかしいですからね。その数字を申し上げます。皆さんも全員もらった去年7月1日現在の町村議会議長会が発行した町村議会実態調査集計表の36ページ、私たち議員の報酬は与那原、西原、八重瀬で一番低いです。月間報酬も期末手当を含めた年間の総額報酬も一番低いです、4町で。それで私たち議員1人当たり人口何名当たるか、皆さんも把握していると思いますけれども改めて確認します。私たち南風原町は、議員1人当たり人口2,523人、4町平均では1,956人、平均より22%、567人多い人口を抱えています。一番少ない町よりは43%、議員1人当たりに対する人口が、1,088人も多い。しかし私たち議員の報酬が一番低い。先ほど宮城寛諄議員も少し触れましたけれども、私たち議会と首長は、お互い町民によって選ばれました二元代表制ですね。私たちが一番最初に学んだ議員職員研修会では、議会と首長はお互いに適度な緊張が保たれるべきだと、そういう意味でもこの政務活動費、議員の調査研究のために必要経費として交付するお金、これは地方自治法で規定されています。金額はそれぞれですけれども。その政務活動費が3分の1に減らされております。私は、本土の新聞を購読しています。政治的に最も中立だと私が思っている日本経済新聞を購読しています。この購読料でこの年間の政務活動費は全部なくなってしまいます。政務活動費を活用することで調査にも行けない、視察にも行けない。視察に行ったらいろいろ勉強して帰って来て、コミュニティスクールはどうなっているんだと、2回、3回も聞かれるから、そういうのは嫌なんだろう。勉強に行ってほしくないんだろうか、勉強してほしくないんだろうか。私たちは一人一人議員としての自覚と責任があると思います。そうでなければ私はこの場にはおりません。是非とも、那覇市の場合はずっと過去6年間削減もなく、人口は私たちより約8倍多いんですけれども、政務活動費は6倍多い月間9万円を継続で受けております。現在の私たちの月間5,000円からすると18倍もの政務活動費を那覇市の議員の皆さんは受けています。先ほど総務部長の答弁のとおり、近隣の自治体ではもう元に戻すと、私たちだけが計画

の途中とはいえ政務活動費をこのまま抑えられて、私たちの活動が十分にできないということに対して私は賛成できません。直ちに元に戻していただきたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 次に、現案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 玉城 勇君 起立多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第13. 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、第三次財政健全化計画に基づき、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額したいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。

改め文を読み上げて説明しますので、新旧対照表をお願いいたします。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。第12項 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、別表第1中「790,000円」を「632,000円」とし、「645,000円」を「580,500円」とし、「604,000円」を「543,600円」とする。附則（施行期日）第1項 この条例は令和4年4月1日から施行する。（特別職の職員で常勤のものの期末手

当支給条例の一部改正）第2項 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。第5項 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、第3条の期末手当の算定の基礎となる給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例附則第12項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の給料月額によるものとする。以上が議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 玉城 勇君 起立多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第14. 議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして第三次財政健全化計画に基づき、税務手当及び徴収手

当の支給を停止したいことから条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明します。改め文を読み上げて説明しますので、新旧対照表をお願いいたします。南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。第7項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間、南風原町職員の給与に関する条例第15条第1項の規定にかかわらず、別表の税務手当及び徴収手当は、支給しないものとする。附則 この条例は令和4年4月1日から施行する。以上が議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 別表がないのでよく分かりませんが、私の記憶ではこれまでの総務民生委員会でこの仕事に当たっている方々の勤務実態が現状にそぐわなくなってきたというふうに聞いた記憶もあります。そのために手当を支給しないことにするのか。別表がどうしてないのか、その理由が分からないんですね。それで該当する職員の皆さんは、この徴収手当を支給しないこと、もう既に支給していないのかもしれないかもしれませんが、支給しないこと、していないことに納得はしてもらっているのでしょうか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この条例の改正点のみ別表で示しておりますので、それ以外は改正はないということでご理解いただきます。またこの提案に際しては、労働組合と事前に協議をいたしまして、同意を得ての提案となっておりますので、対象職員も理解をしていると認識しております。

別表は特殊勤務手当の一覧表がありまして、その中には特殊手当は行旅死亡人取扱手当、遺骨収集手当、感染症予防作業手当、野良犬等取扱手当、災害時等勤務手当、用地交渉手当等が掲載されて、その中で税務手当、徴収手当、この2つは支給を停止するという内容の提案となっております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 幾つかいろいろ困難に直面するだろう職種を挙げられましたけれども、その幾つかある職種の中の徴収手当だけを外すということなんです

ね。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 そのとおりであります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15. 議案第9号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第15. 議案第9号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第9号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、津嘉山公園が令和4年4月1日に一部供用開始することに伴い、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第9号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の主な改正は津嘉山公園が一部供用開始を行うことと、公園所在地の表示を土地登記簿・表題部の記載表示に改めることです。

それでは4ページの新旧対照表をご覧ください。本条例第3条関連の別表第1に名称：津嘉山公園、種別：

近隣、所在地：南風原町字津嘉山1265番2を加え、前ページの3ページをご覧ください。兼城公園からウガンヌ前公園までの9公園の所在地表示の「00番地」の表示から「地」を、「00番地の0」の表示から「地の」を削る。以上が議案第9号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第9号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第9号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 議案第10号 南風原町都市計画マスタープランの変更について

○議長 玉城 勇君 日程第16. 議案第10号 南風原町都市計画マスタープランの変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第10号 南風原町都市計画マスタープランの変更について 都市計画法第18条の2及び南風原町議会基本条例第13条の規定に基づき、南風原町都市計画マスタープランを変更したく議会の議決を求めます。提案理由としまして、平成16年6月に策定した南風原町都市計画マスタープランについて上位計画の見直しや社会情勢等の変化により見直しをする必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第10号 南風原町都市計画マスタープランの変更について概要を説明いたします。平成16年6月策定しました南風原町都市計画マスタープランについて、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本方針を示し、沖縄県の上位計画の見直しや社会状況の変化等を踏まえ今回見直しを行うものです。都市計画マスタープランは第5次南風原町総合計画の将来像の実現に向けて概ね20年後の都市計画に関するまちづくりの目標や方向性を示すものです。

それではマスタープラン（案）をご覧ください。全体構想は、7つの分野に分けて方針を示しており、3ページから5ページの土地利用の方針では8地区に区分し、適切な誘導による秩序ある土地利用を図ります。6ページから8ページの市街地形成の方針では、想定される土地利用の需要を踏まえ、都市的土地利用を進めていくエリアを示し、開発を誘導し整備手法や土地利用を図ります。9ページから11ページの交通体系の方針では、幹線道路から生活道路まで円滑に機能するように配慮したネットワークの形成を目指します。12ページから15ページの緑と水に関する方針では、三大森など貴重な自然環境を保全し、都市環境の向上を図ります。16ページから18ページの景観まちづくりに関する方針では、自然環境との調和、歴史・文化資源を保全し、景観に配慮した良好な景観の創出を目指します。19ページから21ページの防災まちづくりに関する方針では、自然災害などから町民の生命及び財産を災害から守るため、ハード、ソフト面などの適切な対策に努め、都市の防災力向上の取り組みを進めます。22ページの福祉まちづくりに関する方針では、全ての人が「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインを取り入れ各種施設・改善を進めることを策定しています。以上が、議案第10号 南風原町都市計画マスタープランの変更についての概要です。ご審議のほど宜しく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第10号については、委員会の付託を省略することに

決定しました。次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第10号 南風原町都市計画マスタープランの変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 報告第1号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 玉城 勇君 日程第17. 報告第1号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第1号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。令和4年度の事業計画書をお配りしておりますが、令和4年度の南風原支社においては、土地開発公社を活用しての事業計画はありませんので、事業計画用途別明細表への記載はないということを報告いたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 事業計画がないということですが、ただマスタープランのほうで1人当たりの緑地かな、公園かな、それについて1万平米、約3,000坪ぐらいだったんじゃないかと僕は思うんですけども、それぐらい確保しないといけないというふうなことが出ているんですよ。ということは、やっぱりこの土地開発公社の先取りでやっていくという、そういうことも必要なんじゃないのかなというふうに思うんですね。3,000坪という大したことはないか。そういうふうな計画があるわけですから、必要になってくると思いますけれども、この辺はどういうふうにお考えですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 都市開発公社の活用については、現段階では事業担当課からも要請がないこと。また今後、現在は事業費事業費で、その都度その都度

必要な用地を取得している状況であります。ですから令和4年度に関しては土地開発公社の活用予定は現段階ではありません。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 令和4年度はということなんですけれども、先ほどのマスタープランの関係での住民の1人当たりの面積ということで、これを確保するためにはそれに向けて頑張るということを書いてあるわけですからマスタープランは、将来的にはそういうのもあるのかなというふうに思うんですけども。そのときにもその都度その都度の購入で、特に公社の活用はないということなのか。今年度はないということなんですけれども、次に向けてはどういうお考えですか。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 事業に係る用地の確保については、様々な観点で必要であれば事業課と連携して用地取得に向けて取り組んでいきたいと思っております。必要があれば活用していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第1号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

休憩します。

休憩（午後2時57分）

再開（午後2時58分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。

散会（午後2時58分）